

# 令和8年度採用 九度山町会計年度任用職員の募集について

## (募集職種：事務職)

### 1. 会計年度任用職員とは

地方公務員法第22条の2第1項の規定に基づき任用される非常勤職員です。採用されると、一般職の地方公務員となり、地方公務員法（服務規程・分限処分・懲戒処分）が適用されます。

### 2. 申込み

申込方法	会計年度任用職員任用申込書を、九度山町役場住民課へ提出または郵送 ※ 申込書は、九度山町役場住民課（役場庁舎1階）で配布します。 来庁できない方は郵送しますので電話でご連絡ください。 配布時間：午前8時30分～午後5時（土・日曜・祝日は除く）
申込期間	令和8年7月1日（水）～令和8年7月31日（金） 午前8時30分～午後5時（土・日曜・祝日は除く） 郵送の場合は、7月31日（金）まで必着。

### 3. 欠格要件（地方公務員法第16条）

下記の欠格要件のいずれかに該当する人は応募できません。

- ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ② 九度山町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ③ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

### 4. 採用予定日

令和8年10月1日から令和9年7月31日（延長はありません。）

※ 令和8年度の任用期間は令和9年3月31日までとなり、翌年度に契約を更新します。

### 5. 任用の決定

任用の決定は、書類選考及び面接によって決定します。

### 6. 募集人数・職務内容・資格条件

募集人数	1人
職務内容	主に住民課住民係にて行う業務の事務および補助 住民課窓口にて来庁者案内・受付、各種証明書等の発行、マイナンバーカード申請・交付事務、システム入力、電話等の対応 など
資格条件	パソコン操作（エクセル・ワード等）ができること。 普通運転免許を有する方。 欠格要件に該当しないこと。日本国籍を有する方。

## 7. 勤務条件

任用根拠	地方公務員法第22条の2第1項
条件付採用期間	採用後1か月は「条件付採用期間」となります。 良好な成績で勤務した場合に正式採用となります。
勤務時間	週3日(月12日)勤務(1日7時間30分) 1日午前8時30分～午後5時 休憩時間 正午～午後1時 (月)(水)(金)は基本出勤日となります。 勤務時間は相談に応じます。(例:9:30-15:30など)
勤務場所	九度山町役場 住民課
報酬額等	日額9,023円 時給1,203円(月末締め翌月10日支払) ※ 出勤日数時間により変動します。 ※ 報酬額は現時点での予定で、変更になる場合があります
諸手当	通勤手当、時間外勤務手当、期末手当、勤勉手当※等 ※1 通勤手当は、支給要件あり。 ※2 期末手当、勤勉手当は勤務期間に応じ支給。
福利厚生	健康保険、厚生年金保険、雇用保険、公務災害補償 ※ 勤務日数等により適用要件あり。 定期健康診断(勤務条件による)
休日	原則土・日・祝日、年末年始(12月29日～1月3日)
休暇等	年次有給休暇(勤務日数等に応じて付与)

【問い合わせ】九度山町役場住民課 (Tel 0736-54-2019 (代))